

住民税（じゅうみんぜい）が非課税（ひかぜい）＜＝税金（ぜいきん）を払（はら）わなくてよい＞の世帯（せたい）などへの価格高騰重点支援給付金（かかくこうとうじゅうてんしえんきゅうふきん）のお知らせ

物（もの）の価格（かかく）があがり、特（とく）に影響（えいきょう）がある低所得（ていしよとく）世帯（せたい）を支援（しえん）するため、住民税（じゅうみんぜい）が非課税（ひかぜい）の世帯（せたい）は、給付金（きゅうふきん）＜＝お金（かね）＞がもらえます。

もらえるお金（かね）

1世帯（せたい）あたり 70,000 円（えん）

1回（かい）しかもらえません。

お金（かね）がもらえる世帯（せたい）

下（した）のすべてに当（あ）てはまる世帯（せたい）

・2023年（ねん）12月（がつ）1日（にち）に盛岡市（もりおかし）に住民（じゅうみん）登録（とうろく）がある世帯（せたい）

・世帯（せたい）の全員（ぜんいん）が、2023年度分（ねんどぶん）の住民税（じゅうみんぜい）均等割（きんとうわり）を払（はら）わなくてよい世帯（せたい）

・2023年（ねん）1月（がつ）1日（にち）から2023年（ねん）12月（がつ）1日（にち）まで日本（にほん）国内（こくない）に住民（じゅうみん）登録（とうろく）がある世帯（せたい）

世帯（せたい）全員（ぜんいん）が2023年度（ねんど）の住民税（じゅうみんぜい）を払（はら）っている他（ほか）の人（ひと）の扶養（ふよう）に入（はい）っている世帯（せたい）は給付金（きゅうふきん）をもらえません。

租税（そぜい）条約（じょうやく）により住民税（じゅうみんぜい）を払（はら）わなくていいように届（とど）け出（で）ている人（ひと）がいる場合（ばあい）も給付金（きゅうふきん）をもらえません。

2023年（ねん）1月（がつ）2日（にち）より後（あと）に日本（にほん）国内（こくない）に入国（にゅうこく）した人（ひと）は、給付金（きゅうふきん）をもらえません。

お金（かね）をもらう手続（てつづ）き

お金（かね）をもらえる人（ひと）には盛岡市（もりおかし）から「お知らせ＜＝申（もう）し込（こ）みのための書類（しよるい）＞」を郵送（ゆうそう）します。

(1) 「支給（しきゅう）のお知らせ」が届（とど）いた世帯（せたい）

住民税（じゅうみんぜい）非課税（ひかぜい）世帯（せたい）等（とう）への重点（じゅうてん）支援（しえん）給付金（きゅうふきん）（30,000円（えん））をもらった世帯（せたい）で、今回（こんかい）の給付金（きゅうふきん）が対象（たいしょう）となる世帯（せたい）に、2024年（ねん）1月（がつ）11日（にち）に、盛岡市（もりおかし）が「支給（しきゅう）のお知らせ」を郵送（ゆうそ）

う) しました。

このお知(し)らせが届(とど)いた世帯(せたい)は、申請(しんせい)の手続(てつづ)きは いりません。

2024年(ねん)1月(がつ)26日(にち)に、「住民税(じゅうみんぜい)非課税(ひかぜい)世帯(せたい)等(とう)への重点(じゅうてん)支援(しえん)給付(きゅうふ)金(きん)(30,000円(えん))」をもらった口座(こうざ)に振(ふ)り込(こ)みました。

(2)「支給要件確認書(しきゅうようけんかくにんしょ)」が届(とど)いた世帯(せたい)

住民税(じゅうみんぜい)非課税(ひかぜい)世帯(せたい)等(とう)への重点(じゅうてん)支援(しえん)給付(きゅうふ)金(きん)(30,000円(えん))をもらっていない世帯(せたい)で、今回(こんかい)の給付金(きゅうふきん)が対象(たいしょう)となる世帯(せたい)に、2024年(ねん)1月(がつ)22日(にち)に、盛岡市(もりおかし)が「支給要件確認書(しきゅうようけんかくにんしょ)」を郵送(ゆうそう)しました。

この支給要件確認書(しきゅうようけんかくにんしょ)が届(とど)いた世帯(せたい)は、書類(しょるい)に必要(ひつよう)なことを書(か)いて、盛岡市(もりおかし)に郵送(ゆうそう)してください。

2024年(ねん)4月(がつ)30日(にち)(火(か))までに申請(しんせい)してください。

※ 2023年(ねん)1月(がつ)2日(にち)より後(あと)に盛岡市(もりおかし)に引(ひ)っ越(こ)してきた人(ひと)がいる世帯(せたい)や、住民税(じゅうみんぜい)の申告(しんこく)により新(あら)たにお金(かね)がもらえる世帯(せたい)となった世帯(せたい)

申請(しんせい)が必要(ひつよう)ですので、0120-208-400(給付金(きゅうふきん)専用(せんよう)コールセンター)に電話(でんわ)してください。

盛岡市(もりおかし)が、申請(しんせい)に必要な(ひつよう)な申請書(しんせいしょ)を郵送(ゆうそう)します。

2024年(ねん)4月(がつ)30日(にち)(火(か))までに申請(しんせい)してください。

給付金(きゅうふきん)の相談窓口(そうだんまどぐち)

給付金(きゅうふきん)専用(せんよう)コールセンター

電話番号(でんわばんごう) 0120-208-400

受付(うけつけ)時間(じかん) 平日(へいじつ) 9:00から18:00まで